

「安全衛生活動」年間契約のご案内

中災防では事業場の安全衛生レベルの維持向上に向け、安全診断や企業内での企画教育、安全衛生に関するアドバイスなどの支援を行っております。

安全衛生の構築では、設備などのハード面、安全衛生計画作成から作業環境や作業方法などのソフト面の両面から確実に実施していることが必要となります。

当協会では、その活動を確実なものにするため年間契約を締結し、より事業場に即した活動の支援を行っております。

安全衛生活動などの進め方に不安のあるご担当者の方、よりレベルアップを考えている担当者の方はご検討をお願いします。

こんな悩みはありませんか？



まずは、ご相談ください。

- 事業場の強みと弱みを理解し、弱い部分を中心に進めることができます。
- 労働災害が発生した際など、一緒に改善策と対策を進めることができます。
- 安全面、衛生面の両面から対応できます。
- 活動の回数は、活動内容と要望を踏まえ調整できます。

～中小規模事業場には割引料金が適用されます！～

中小規模事業場の安全衛生活動を応援するため、利用料金の割引を実施しています。割引サービスを利用できる事業場は、①常時使用する労働者の数が300人未満の事業場であることと②労災保険の適用事業場であることのいずれの要件も満たしている事業場です。申込書に併せて書類の提出が必要です。詳細は当協会ホームページをご覧ください (<https://www.jisha.or.jp/>)。

		消費税 10%込	割引料金
基本金額 (半日)	賛助会員	88,000 円	52,800 円
	一般	121,000 円	72,600 円

注1) 上記料金のほか、交通費及び必要に応じ宿泊費、企画料が加算されます。

注2) 内容により料金が異なる場合があります。詳細等はお問い合わせください。

中央労働災害防止協会 中国四国安全衛生サービスセンター

〒733-0003 広島県広島市西区三篠町 3-25-30

TEL:082(238)4707 FAX:082(238)4716 E-Mail chushiko@jisha.or.jp

「安全衛生活動」年間契約について

安全衛生年間契約実施までの流れ

- 1 電話やメール等による相談
- 2 中災防による提案書の作成・説明、見積り概要の説明
- 3 貴事業場における検討
- 4 契約書の締結、実施

※相談、提案書の作成、見積り概要の作成は無料です。

年間契約の効果

- ・より事業場に沿った対策が可能
- ・細かい点も普段から相談しやすくなった。
- ・中期活動を意識した活動が可能となる

主な実施内容

- 1 状況把握のための「現場確認」の実施(強み、弱みの把握)
- 2 必要と思われる「安全衛生教育」の実施
- 3 「安全衛生パトロール」の実施、実施の際の見る目の伝達
- 4 「安全衛生委員会」への同席
- 5 改善状況の確認とアドバイス
- 6 その他「安全衛生方針、計画、運用」に関するアドバイス」など



実施イメージ

年数	4～5月	6～7月	8～9月	10～11月	12～1月	2～3月
1年目	・トップによる方針表明	・現場確認で強み・弱み把握	・現場確認の結果説明 ・体制づくり	・パトロール実施(弱い点の教育) ・体制づくり	・パトロール同行(実際の運用)	・改善確認 アドバイス
2年目	・指差し呼称教育	・指差し呼称教育	・リスクアセスメント教育	・リスクアセスメント教育	・設備改善	・改善確認 アドバイス

年数	4～5月	6～7月	8～9月	10～11月	12～1月	2～3月
1年目	・安全衛生方針、目標、計画のアドバイス ・資格者等の確認	・設備等点検基準作成 ・資格者等の養成	・設備等点検基準の運用開始 ・4S教育	・作業手順書教育 ・フォークリフト作業計画	・作業手順書作成 ・パトロールの実施	・パトロールへの同行(実際の運用) ・翌年度計画準備
2年目	・KYT教育	・リスクアセスメント要領作成	・リスクアセスメント教育	・設備改善	・設備改善を踏まえた作業手順書の見直し	・改善状況確認 アドバイス

※実施内容・年数は事業場との相談により変更となります。